

宇城市林地台帳運用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4に基づき宇城市が作成した宇城市林地台帳及び森林の土地の地図（以下「地図」という。）について、法第191条の5の規定による林地台帳及び地図の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条の規定による台帳情報の提供、法第191条の6の規定による林地台帳及び地図の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則（平成26年農林省令第54号）、林地台帳制度の運用について（平成29年3月29日28林整計第395号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）によるほか、必要な事項を定める。

(林地台帳の管理)

第2条 林地台帳及び地図の管理責任者（以下「管理者」という。）は、宇城市長とする。

(管理者の責務)

第3条 管理者は林地台帳情報の運用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 林地台帳情報の保管に当たり、不正な持ち出し、改ざん、消去及び紛失を起こさないこと。
- (2) 個人情報の流出を防止し、本人の権利及び利益を不当に侵害しないこと。

(利用者の責務)

第4条 林地台帳情報の閲覧を申請するもの（以下「申請者」という。）及び情報提供を受けたい者（以下「申出者」という。）は、次の事項を理解した上で林地台帳情報を利用しなければならない。

- (1) 林地台帳情報は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。
- (2) 林地台帳情報は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと。
- (3) 林地台帳情報は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- (4) 林地台帳情報の閲覧及び提供により得た情報は、林地台帳閲覧申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）又は林地台帳情報提供依頼申出書（様式第2号。以下「申出書」という。）に記載した利用目的以外には利用できないこと。
- (5) 林地台帳情報の閲覧及び提供により得た情報を申請者又は申出者以外の者に提供してはならないこと。ただし、法人による申請又は申出の場合においては、内部利用を認める。

(公表の対象項目)

第5条 林地台帳情報の公表の対象項目は、次に掲げる事項を除くものとする。

- (1) 登記簿上の所有者
- (2) 現に所有している者・所有者とみなされる者

(公表の対象者)

第6条 林地台帳情報の公表の対象者は、制限しない。

(公表の方法)

第7条 この要領の規定により行う林地台帳及び地図の公表の方法は、林地台帳を管理する宇城市経済部農林水産課、三角支所経済課、小川支所経済課及び豊野支所総合窓口課（以下「担当窓口」という。）での情報端末又は簿冊による閲覧とする。

(閲覧に係る経費)

第8条 この要領の規定により林地台帳情報を閲覧する場合の経費は無償とする。ただし、写しの交付を希望する場合は、日本工業規格A列3番以内の用紙1枚につき白黒で10円、カラーで50円を徴収する。また、両面複写をする場合については、片面ずつを1枚として計算する。

また、交付に係る郵送料に相当する費用は全て申請者が負担するものとする。

(閲覧の申請)

第9条 申請者は、申請書を担当窓口を持参し又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9号に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状、同意書又は代理人選任届の原本を添付するものとする。

(申請者の確認)

第10条 申請書は、担当窓口で、申請者本人又は代理人であることが確認できる書類（以下「本人等確認書類」という。）の原本を提示するものとし、管理者はこれにより申請者の確認を行うものとする。この場合において、申請者が法人の場合は、当該法人の名称及び所在地が確認できる書類と、窓口にくた者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

2 郵送等による申請の場合、申請者は複数の本人等確認書類の写しを申請書に添付するものとする。

(申請書の受付)

第11条 管理者は、申請書類の記載内容を確認し、不備がある場合はその内容を具体的に説明し補正を求めるものとする。

代理人による申請の場合は、加えて委任状、同意書又は代理人選任届が原本であるか確認するものとする。

(閲覧の決定)

第12条 管理者は、申請書及び本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、留意事項を了承しているかを確認し、申請者に閲覧の可否を伝えるものとする。

また、申請書記載の利用目的が開発又は不動産開発の場合は、伐採等届出制度及び林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(閲覧)

第13条 管理者は、申請書及び本人等確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留意事項を書面又は口頭にて説明の上、林地台帳を閲覧に供する。

ただし、準備に時間がかかる場合は、申請者に説明して後日閲覧に供するものとする。

(写しの交付)

第14条 管理者は、写しの交付を行うときは、留意事項について申請者に書面及び口頭にて説明を徹底した上で個人情報が含まれないものにより行うものとする。

(情報提供の対象)

第15条 所有者の氏名及び住所を含む林地台帳の情報は、次のいずれかの者に提供できるものとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の所有者又は当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (3) 熊本県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣、熊本県知事

(情報提供の方法)

第16条 この要領の規定により行う林地台帳の情報提供は、担当窓口において書面により行う。

(情報提供に係る経費)

第17条 この要領の規定により林地台帳の情報提供を受ける場合の経費は無償とする。ただし、写しの交付を希望する場合は、日本工業規格A列3番以内の用紙1枚につき白黒で10円、カラーで50円を徴収する。また、両面複写をする場合については、片面ずつを1枚として計算する。

また、交付に係る郵送料に相当する費用は全て申出者が負担するものとする。

(情報提供の申請)

第18条 申出者は、申出書及び申出ができる者であることを証する以下に示す書類を、担当窓口を持参し又は郵送等により提出するものとする。

- (1) 第15条第1号に該当する者 当該森林の土地又は森林の所有者については情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類、当該森林の施業又は経営の委託を受けた者については委託を受けていることを証明する書類
- (2) 第15条第2号に該当する者 当該森林の土地に隣接する森林又は土地の所有者については情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林の所有を証明する書類、当該森林の施業又は経営の委託を受けた者についてはその経営の委託を受けていることを証明する書類
- (3) 第15条第3号に該当する者 熊本県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類及びその森林の経営の委託を受けた者については、委託を受けていることを証明する書類

2 代理人により申請を行う場合は、委任状、同意書又は代理人選任届の原本を添付するものとする。

3 林地台帳の情報と併せて地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨記載するものとする。

(申出者の確認)

第19条 申出者は、担当窓口で本人等確認書類原本を提示するものとし、管理者はこれにより申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称及び所在地が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

2 郵送等による申請の場合、申請者は複数の本人等証明書類の写しを申請書に添付する

ものとする。

(申出書の受付)

第20条 管理者は、申出書の記載内容及びその他必要書類が揃っているかを確認するものとする。

(情報提供の決定)

第21条 管理者は、申出書並びに本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、申出ができる者であるかを確認し、不備がない場合は情報提供が可能である旨を、不備がある場合は、その内容を具体的に説明し、補正を求めるか、情報提供ができないことを伝えるものとする。

また、提供可能な場合は、申出者は留意事項について了承する書面(様式第3号)を提出し、管理者は申出者保管用として写しを交付する。

(情報提供)

第22条 管理者は、申出書及び本人等確認書類の確認し、書類に不備がなければ、留意事項を書面及び口頭にて説明の上、情報提供を行う。ただし、準備に時間がかかる場合は、申請者に説明して後日提供するものとする。

(修正申出の対象)

第23条 森林の土地の所有者は、所有する森林の土地の林地台帳情報について、次に掲げる項目の修正申出を行うことができる。

- (1) 登記簿上の所有者
- (2) 現に所有している者・所有者とみなされる者
- (3) 地図の地番

(修正申出書の提出)

第24条 修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書(様式第4号。以下「修正申出書」という。)、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類を、担当窓口を持参し又は郵送等により提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届等申請者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

(修正申出者の確認)

第25条 修正申出者は、担当窓口で本人等確認書類原本を提示するものとし、管理者は、これにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名及び所在地が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示するものとする。

2 郵送等による申請の場合、申請者は、複数の本人等確認書類の写しを申請書に添付するものとする。

(修正申出書の受付)

第26条 管理者は、修正申出書の記載事項及びその他証明書類が揃っているかを確認するものとする。

(修正申出の内容確認)

第27条 管理者は、修正申出書、本人等確認書類、修正申出者が当該森林の土地の所有者である旨を示す書類及び修正事項を証明する書類の内容を確認し、不備がある場合は、受理できない旨を伝え、不備の内容を説明する。

(修正要否の結果通知)

第28条 管理者は、修正の要否を判断し、修正することとした場合は様式第5号により、修正しないこととした場合は第6号様式により、修正申出者に通知する。ただし、要否判断や通知に時間がかかる場合は、申請者に説明して後日郵送するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

林地台帳閲覧申請書

年 月 日

宇城市長 様

住所

申請者 氏名

印

電話番号

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

閲覧しようとする森林の土地 の所在及び地番	番号	町	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
	4				
台帳記載事項の利用目的	☐ 林業施業の実施 ☐ 対象となる森林の確認 ☐ その他()				
閲覧しようとする情報の種類	☐ 林地台帳及び森林の土地に関する地図 ☐ 林地台帳 ☐ 森林の土地に関する地図				
留意事項	☐ 以下の事項を了承する。 ・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと ・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと ・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと ・ 林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと ・ 林地台帳及び地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合は、内部利用は可）				
備 考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。
- 3 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」、或いは「林地台帳及び森林の土地に関する地図」のいずれかを記すこと。
- 4 地番が特定されない場合においては、字単位等で申請を行うこともできる。
- 5 法人による申請の場合であって、代表者以外の者が窓口での閲覧申請を行う場合、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

林 地 台 帳 情 報 提 供 依 頼 申 出 書					
					年 月 日
宇城市長 様					
住所					
申請者 氏名 印					
電話番号					
次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。					
森林の土地の所在及び地番	番号	町	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
	4				
林地台帳に記載された事項の使用目的	☐ 申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握 ☐ 申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握 ☐ 森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握 ☐ その他()				
閲覧しようとする情報の種類	☐ 林地台帳及び森林の土地に関する地図 ☐ 林地台帳 ☐ 森林の土地に関する地図				
備 考					
注意事項					
1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。					
2 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。					
3 台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」などと具体的に記載すること。					
4 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付すること。					
5 備考欄には、法人による申出の場合であって、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。					
6 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。					
7 林地台帳情報の提供により得た情報を申出者以外の者に提供してはならない。ただし、法人による申出の場合においては、内部利用を認める。					

様式第3号 (第21条関係)

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。 ・提供を受けた林地台帳及び地図の情報は申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。 ・提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）。
備考	

(申出者記載欄)

宇城市長 様

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

印

電話番号

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

宇城市長 様

住所

申請者 氏名 印

電話番号

次の森林の土地について林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあったので、森林法第 1 9 1 条の 6 第 1 項の規定により申し出ます。

森林の土地の所在及び地番	宇城市 町大字 字 番地
修正を求める事項	
修正を求める理由	☐ 相続のため ☐ 所有者の転居のため ☐ 土地の合筆・分筆のため ☐ その他（ ）
備 考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- 4 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 5 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

第 号
年 月 日

様

宇城市長 印

年 月 日付けで申出のあった森林法第 1 9 1 条の 6 第 1 項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので同条第 3 項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行う事項	

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

第 号
年 月 日

様

宇城市長 印

年 月 日付けで申出のあった森林法第 1 9 1 条の 6 第 1 項に規定する修正申出については、下記のとおり修正しないこととしたので同条第 4 項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行わないこととした理由	